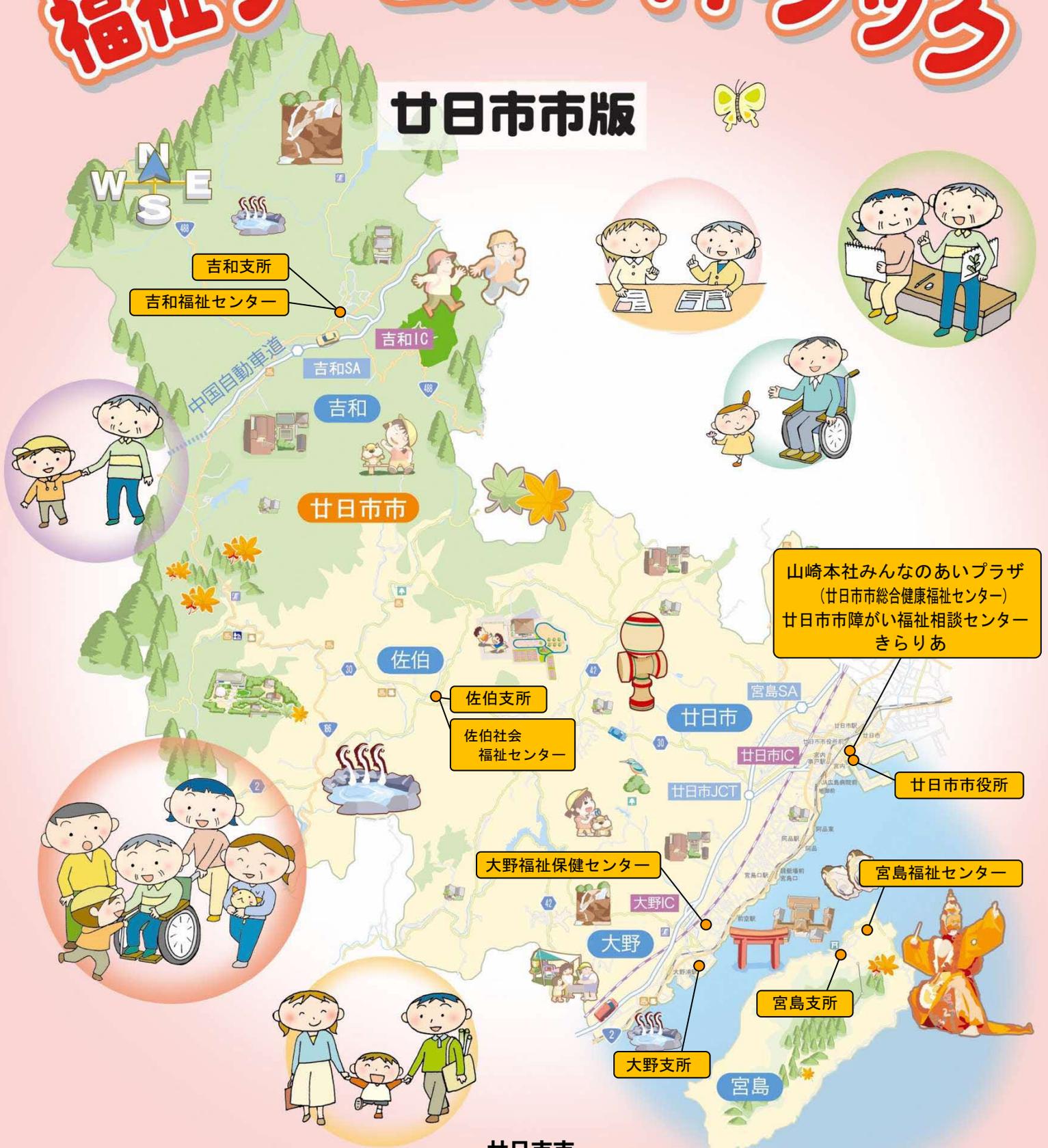


# 福祉サービスガイドブック

## 廿日市市版



山崎本社みんなのあいプラザ  
(廿日市市総合健康福祉センター)  
廿日市市障がい福祉相談センター  
きらりあ

廿日市市役所

宮島福祉センター

宮島支所

大野支所

大野福祉保健センター

佐伯支所  
佐伯社会福祉センター

廿日市市

廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ  
はつかいち福祉ねっと  
わかりやすい情報発信プロジェクト  
協力：廿日市市福祉士会

# 目次



- 廿日市市障がい福祉相談センター きらりあ 紹介・・・・・・・・・・ 1 ページ
- あなたの地域生活を応援します！（相談支援内容の例）  
日常生活でやってみたいこと、悩みごとなど、どんなことでも  
ご相談ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3 ページ
- 相談からサービス利用までの流れ／受給者証／  
サービス利用料と上限額管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5 ページ
- 相談からサービス利用までの流れ（例）・・・・・・・・・・ 6～7 ページ
- サービス一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～15 ページ

A	家・外出での支援	8～9 ページ
B	泊まる所・過ごす所	
C	住む所	
D	仕事する所・日中活動する所	10～11 ページ
E	療養する所	
F	訓練する所	
G	子どもの発達支援に関する所	
H	相談する所	12～13 ページ
★	障がいのある本人・家族の会	
★	障害者相談員	
I	福祉用具	14～15 ページ
J	その他	
★	心をつなぐサポートファイルひろしま結愛 <sup>ゆい</sup>	
★	差別解消支援・虐待防止	

（★はサービス以外の情報）

- ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・・・・・・・・・・ 16 ページ
- 廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業・・・・・・・・ 17 ページ





「こんなことはどこに相談したらいいの？」 etc…  
何でもOKです！

どんなことが相談できるの？

福祉制度やサービス、地域生活のこと  
etc…何でもご相談ください。  
(相談支援の例：2～3ページ参照)

障害者手帳などを持っていないと相談できないの？

障害者手帳などを所持していない人のご相談もお受けします。

相談のための費用は？

無料です。

プライバシーは守られるの？



不安よねえ

プライバシーは守られ、個人の情報が漏れることはありません。(関係機関との連携は、ご本人やご家族の希望にもとづきとらせていただきます)



## ●廿日市市障がい福祉相談センター きらいあ●

### 所在地

〒738-8512

廿日市市新宮一丁目13番1号

(廿日市市総合健康福祉センター

山崎本社みんなのあいプラザ3階)

電話 (0829) 20-0224

ファックス (0829) 20-0225

メール fukushi-soudancenter@h-kiraria.net

### ○利用時間等

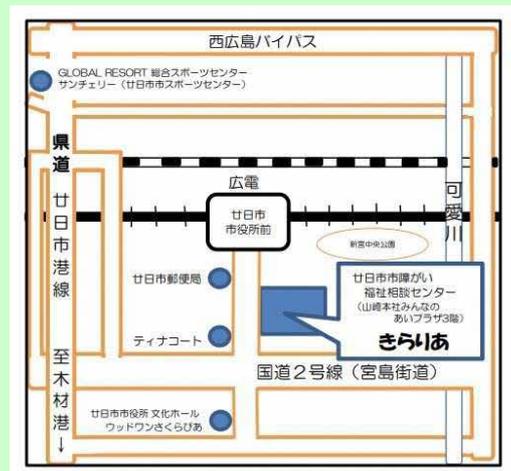
月曜日から金曜日(祝日、年末年始は休み)

午前9時から午後5時

### ○利用できる人

障がいのある人、ご家族、関係者など、どなたでも

※詳しくは、はつかいち福祉ねっとのホームページをご覧ください。(右のQRコードよりアクセス可)



## きらいあで相談できること

- 仕事を探したい
- 親からの自立について考えたい
- 親の高齢化で将来のことが不安
- 同じようなことで悩んでいる人たちとつながりたい
- 介護者や家族に関することが相談したい
- 健康管理への不安がある
- 家に引きこもっているがどうしたらいいのだろうか？
- 退院をしたいのだけど不安がある
- 職場などで人間関係の悩みがある



- 障害者手帳を取得したいが、どうしたらいいかわからない
- 買物や外出についてきてほしい
- 家での家事などを手伝ってほしい
- 福祉サービスの利用申請はどうしたらいいの？
- 福祉機器や情報機器などのことについて知りたい
- 作業所など日中の行き場を探している
- 兄弟姉妹の参観日や冠婚葬祭の時に子どもをみてほしい
- 療育などが受けられる施設を知りたい
- 福祉サービスを利用したいのだけど、どこに相談すればいいの？

### 社会生活に関する相談

地域で生活する力を高めるための支援を行います。

### 福祉サービスの利用に関する相談

サービスや制度を利用する時の支援や専門機関の紹介、その他必要な情報の提供を行います。



あなたの地域生活を応援します！  
日常生活でやってみたいこと、悩みごとなど、  
どんなことでもご相談ください

### お金に関する相談

年金や金銭管理についての支援を行います。

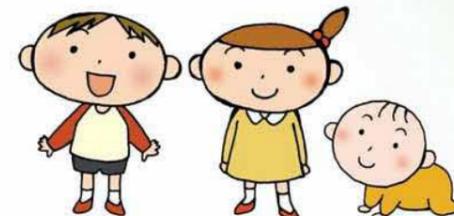
- 障害年金について、よくわからない
- お金の計算を手伝ってほしい
- いらないもの、値段の高いものを買ってしまった（だまされた）
- 毎日のお金の管理について不安がある



### 子どもに関する相談

子どもの発達などの支援を行います。

- ことばの遅れや発達の遅れが気になる
- はいはいしない、歩かない、よく転ぶ、不器用など身体の発達が気になる
- 集団になじまない、落ち着きがないなどの様子が気になる
- 子どもにあった学級、進路がわからない
- ADHD や LD、アスペルガー症候群ではないかと心配（診断されたが、どうしたらよいかわからない）



## 相談からサービス利用までの流れ

### 相談

↓ 廿日市市障害福祉課・各支所福祉担当グループ（以下「市役所」という。）、廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ等へ相談してください。

### サービス利用申請

↓ 「利用申請書」を市役所に提出します。

### 生活状況の聞きとり調査

↓ 18歳以上で利用するサービスの種類により生活状況の聞きとりもあります。

### 相談支援事業所と契約



### 「サービス等利用計画案」の作成

↓ 相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に計画案を作成します。

### 市より障害福祉サービス受給者証の発行



### サービス担当者会議

↓ 本人（家族）、相談支援事業所、サービス利用する事業所が集まり、今後の支援の方向性を確認します。

### サービス提供事業者と契約



### サービス利用開始



### モニタリング

定期的な相談支援専門員が訪問し、サービスに関する質問や生活上の相談ができます。

## 受給者証

### 受給者証は、3種類あります

障害福祉サービス受給者証

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	2131000032
居住地	広島県廿日市市
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別	① 2 3 4 5
交付年月日	令和4年4月1日
交付番号	342139 廿日市市
支給市町村名	〒738-8501 広島県廿日市市平成一丁目1番1号 障害福祉部障害福祉課 0829-32-0001

#### 対象サービス

- <区分認定が必要>
- ・居宅介護・重度訪問介護
  - ・同行援護・行動援護
  - ・重度障害者等包括支援
  - ・短期入所・生活介護

#### <区分認定が不要>

- ・共同生活援助  
(区分が必要な場合あり)
- ・自立生活援助
- ・自立訓練(機能・生活)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型・B型
- ・就労定着支援

地域生活支援事業受給者証

地域生活支援事業受給者証	
受給者証番号	213
居住地	広島県廿日市市
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別	① 2 3 4 5
交付年月日	令和4年4月1日
交付番号	342139 廿日市市
支給市町村名	〒738-8501 広島県廿日市市平成一丁目1番1号 障害福祉部障害福祉課 0829-32-0128

#### 対象サービス

- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援

通所受給者証(障がい児)

通所受給者証	
受給者証番号	2133
居住地	広島県廿日市市
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	令和4年4月1日
交付番号	342139 廿日市市
支給市町村名	〒738-8501 広島県廿日市市平成一丁目1番1号 障害福祉部障害福祉課 0829-32-0001

#### 対象サービス

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

## サービス利用料 と 上限額管理

### ◆原則、1割負担

原則、サービス利用料の1割は自己負担となります。(※食費などは実費)

障がい者本人が18歳未満の場合は“世帯の所得”、18歳以上の場合は“障がい者本人及び配偶者の所得”に応じて、「月額負担上限額」が設定され、ひと月に利用したサービスが増えても、それ以上の負担は生じません。

### ◆上限額管理

複数の事業所を利用する場合、または同じ世帯で複数の人がサービスを利用する場合は、負担が上限額を超えないように管理する事業所(上限額管理事業所)を決め、障害福祉課に『利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書』を提出してください。

※障害福祉サービスと地域生活支援事業は、合算して上限額管理することができますが、障害児通所給付とは合算して上限額管理することができませんので、「高額障害福祉サービス費」等により、償還払いの手続きが必要です。



# 相談からサービス利用までの流れ（例）

## 主な登場人物

名前：サツキさん  
身体障害者手帳を所持している成人女性

名前：しゃもじさん  
けんだま相談支援事業所の相談支援専門員  
※6から登場

## 認定調査

1 サツキさんは、最近こんなことを考えています。



●お母さんもだんだんと年をとってくるし、お風呂や買物などお母さんの負担を軽くしたいな。  
●自分のできることを増やしていきたいな。

4 ご自宅や市役所などで、認定調査を行います。（日常の様子等をお伺いします）

調理については？

簡単な食事は自分で作ることもあります。



2 「廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ」に電話をしてみました。

お母さんの負担を減らして、自分のできることを増やしたいと考えているんですが…

なるほど。ではヘルパーなどのサービスを利用することでできることが増えるかもしれませんね！



## 申請

3 サツキさんは、きらりあの職員と一緒に、市役所へ行き、サービス利用の申請を行いました。

近いうちに認定のための調査をしましょう。



5 その後、サツキさん宅に市役所から書類が届きました。



市役所から依頼書が届いたんですけど…

サービスを利用するための計画（サービス等利用計画）を作成するんですよ。計画作成事業所と一緒に探すこともできます※1。

※1自分で計画を作成することもできます（セルフプラン）

## サービス等利用計画作成

6 相談した結果、しゃもじさんに計画作成を依頼しました。

障害支援区分認定通知が届きました。



入浴を手伝ってもらいたいです。

サツキさんの望まれる生活に沿った計画と一緒に考えていきましょう。どんなご希望がありますか？



7 できあがった計画案は、お互いに内容の確認をして市へ提出します。

はい！

では、この計画案で市に提出しましょう。



8 市役所からサツキさん宅に、受給者証が届きました。

しゃもじさん、受給者証が届きましたよ～。

はい！



## サービス担当者会議

9 しゃもじさんは、サツキさんをはじめ、これから支援を行うヘルパー事業所等関係者に声をかけ、サービス担当者会議を開きました。

来週の月曜日からいいですか？



月・水・金に入浴希望です！

10 会議後、サービス等利用計画にもとづきサツキさんのサービス利用が始まりました。

こんにちは！  
オイスター訪問介護事業所です！

はい！



## モニタリング

11 サービス利用開始後も、しゃもじさんが、定期的に自宅へ訪問をしてサツキさんの様子を聞いたり、必要に応じて計画の内容を変更したりするお手伝いをしています。

ヘルパー利用にも慣れてきたし、日中活動の場も探してみようかな。当事者同士の集まりにも、参加してみたいな。



そうですね。  
一緒に探しに行きましょう！

12 サツキさんは、しゃもじさんと相談しながら、日中活動系の事業所に見学に行ったり、当事者同士の交流の場に参加したりしました。たくさんの人とのつながりの中で、充実した毎日です。

自分と同じ車いすの仲間のサークルにも入って、外出する機会も増えました！！



当事者活動や地域活動、ボランティアサークルなど、地域の中には障害者総合支援法※2に位置づけられた福祉サービス以外の社会資源があります。こうした社会資源についても、サービス利用までの流れに関わらず、随時、相談支援事業所等でご紹介をさせていただきます。

※2 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

これは、あくまでもサツキさんのケースのご紹介です。ご本人・ご家族の状況や希望等により、利用するサービスの内容や支援の流れ等は違ってきます。



# サービス一覧

\*サービス名/サービス内容の ■ 黄色は介護給付、訓練等給付 ■ 青色は地域生活支援事業 ■ 緑色は障害児通所給付費 ■ 桃色は地域相談支援です。

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者					備考		
				1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	難病	児童			
A	家・外出での支援	食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯、掃除、買物など家での支援をしてもらいたい	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	通院等介助（身体介護有）は区分2以上で特定の条件に該当する人が対象です。	
		・食事、入浴、整容、通院介助、調理、洗濯 掃除、買物など家での支援をもらいたい ・外出、移動中の支援などをもらいたい	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい並びに精神障がいにより行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時における移動の介護等を総合的に行います。				■	■	■	○	○	○	○		家族が仕事等で不在など介護ができない場合、二肢以上に麻痺がある等、特定の条件に該当する人が対象です。	
		外出、買物中の支援をもらいたい	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介助を行います。								○			○	○	同行援護アセスメント票により判断します。
			行動援護	重度の知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、自傷や異食、徘徊等の危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行います。			■	■	■	■						○	行動障がい等、特定の条件に該当する人が対象です。
			移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行います。	■	申請時に利用希望の状況等についての聞きとり調査を行います。						○	○	○		○	外出に支援が必要と認められ、特定の条件に該当する人が対象です。
		常時支援を受けながら地域で生活をしたい	重度障害者 包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。							■	○	○	○	○	○	意思疎通に著しい困難を有する人で特定の条件に該当する人が対象です。
		手話通訳や要約筆記等ができる人の派遣等をもらいたい	意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣などを行います。								○					
B	泊まる所 過す所	・一時的に昼間と夜間過ごせる ところを探している ・家族に休息してもらいたい	短期入所 (ショートステイ)	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間を含めて施設で、食事や入浴、排せつの介護等を行います。	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○		
C	住む所	一人では不安なので少人数で生活がしたい	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助や、食事や入浴、排せつの介護等を行います。	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○			
		施設で生活がしたい	施設入所支援	施設に入所した障がいのある人に、夜間や休日に様々な支援や介護等を行います。	■	■	■	■	■	■	■	※	※	※	○	○	区分4以上（50歳以上は区分3以上が対象です）。※自立訓練等の対象者で特定の条件に該当する人も対象となります。
		一人暮らしに必要な力を身につけたい	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○		障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した人、現に一人で暮らしている人、障がい・疾病等のある家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況である人で、自立生活援助による支援が必要な人が対象です。標準期間は24ヶ月以内。

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者					備考	
				1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	難病	児童		
D	仕事する所・日中活動する所	一般就労をするための訓練を受けた	就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○	○	○	○		一般就労等を希望し、企業等への雇用、または在宅就労等が見込まれる人が対象です。標準期間は24ヶ月以内。
		・作業所などで就労の知識や能力を学んだことを活かしたい ・事業所で雇用契約をして働きたい	就労継続支援A型(雇用型)	一般就労等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○	○	○	○		当事業所において雇用契約に基づく就労が可能な人が対象です。
		・一般就労は難しいけど、軽作業などをしたい ・作業所等で仕事がしたい	就労継続支援B型(非雇用型)	一般就労等での就労が困難であり、年齢や体力面での就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○	○	○	○		
		一般就労を継続したい	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般就労した障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○	○	○	○		就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6ヶ月を経過した人が対象です。標準期間は36ヶ月以内。
		日中、創作活動や生産活動がしたい	生活介護	昼間、常時介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作活動の機会を提供します。		※					○	○	○	○		区分3以上(※50歳以上は区分2以上が対象です)。
		・創作活動、生産活動がしたい ・交流の場を持ちたい	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○	○	○	○		
		・親が働いている間の行き場がほしい ・放課後、長期休暇、土日祝日など過ごせる場所がほしい	日中一時支援	日中、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○	○	○	○	○	日中において監護する人がいないため一時的に見守り等支援が必要と認められる人が対象です。
E	療養する所	医学的管理の下で療養生活がしたい	療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をします。							ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人(区分6以上)及び筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人(区分5以上)が対象です。					
F	訓練する所	・歩行訓練がしたい ・コミュニケーション能力を身につけたい ・家事ができるようになりたい など	自立訓練(機能訓練)	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。						○			○		標準期間は18ヶ月以内。頸髄損傷により四肢の麻痺がある場合は、36ヶ月。
		・食事、家事等の日常生活能力を身につけたい ・地域生活に移行したい	自立訓練(生活訓練)		申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。							○	○			標準期間は24ヶ月以内。長期間入所(入院)していた人は36ヶ月が標準期間。

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者					備考		
				1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	難病	児童			
G 子どもの発達支援に関する所	日常生活動作の指導、集団適応や社会生活向上などのための支援がしてもらいたい	児童発達支援	就学前の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	申請時に利用希望に至った経緯、生活状況などの聞きとり調査を行います。											○	療育が必要と認められる児童が対象です。	
		医療型児童発達支援	就学前の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。												○		
		居宅訪問型児童発達支援	就学前の障がいのある児童等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。												○		重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。
		放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童等に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。												○		療育が必要と認められる児童が対象です。
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童等に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。												○		
H 相談する所	サービス等利用計画をたててほしい	計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。							○	○	○	○	○			
		障害児相談支援	障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。											○	※障害児通所支援がない場合は、「計画相談支援」		
	地域に帰って安心して生活がしたい	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院する18歳以上の者等を対象として、地域移行のための、相談や支援を行います。							○	○	○	○				
		地域定着支援	居宅において、単身で生活をしている障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。							○	○	○	○				
	・福祉サービスや各種制度の申請・手続きの情報がほしい、手伝ってほしい ・日常生活を送るための支援をしてほしい など	委託相談支援(きらりあ)	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な支援を行います。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。							○	○	○	○	○	廿日市市に住所を有する障がいのある人やその家族等が対象です。(ただし、手帳所持の有無は問わない)		

### ★障がいのある本人・家族の会★

障がいのある本人や家族の会に参加してみませんか？  
日頃の出来事や悩み等を共有したり、みんなで楽しい行事を企画したり、勉強会をしたり・・・。  
それぞれの障がい特性に合った色々な会があります。



障がいのある本人・家族の会の一覧は、右のQRコードからご覧ください。  
(はつかいち福祉ねっこのホームページに掲載あり)



～問い合わせ～  
廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ  
電話(0829)20-0224 FAX(0829)20-0225

### ★障害者相談員★

障害者相談員(身体障害者相談員・知的障害者相談員)をご存じですか？  
自身の経験(障がいのある子どもの子育て、日常・社会生活など)を活かし、身近な地域で相談を受ける相談員のことです。  
気軽にお問い合わせください。



～問い合わせ～  
廿日市市障害福祉課  
電話(0829)30-9152(直通)

分類	困っていること・希望していること	サービス名	サービス内容	障害支援区分						対象者					備考
				1	2	3	4	5	6	身体	知的	精神	難病	児童	
I	生活しやすくなるための用具がほしい	日常生活用具等給付	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。							○	○		○	○	重度の障がいがある人で、当該用具を必要とする人が対象です。
	・車いすがほしい ・補聴器がほしい など	補装具費支給	身体障がいのある人の失われた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工された更生用の用具が支給されます。							○			○	○	医師の意見書または身体障害者相談会（判定会）での判定が必要です。
J	医療費の軽減	自立支援医療【更生医療】 【育成医療】	機能障がいを軽減又は改善するための医療（人工透析、人工関節、ペースメーカー等）費が支給されます。							○				○	当該医療を必要とする人が、指定医療機関等に入院・通院する場合が対象です。 【更生医療】18歳以上 【育成医療】18歳未満
		自立支援医療【精神通院】	精神疾患（てんかんを含む）で継続的に通院する場足の医療費が支給されます。									○			
	年金を申請したい	国民年金（障害基礎年金）	原則として国民年金加入中に初診日がある病気やけがにより、障がいを負ったとき支給される年金です。（※20歳前に初診日がある障がいのある人の場合も、満20歳の時点でそれ以前と同様の障がいがあれば受給できます）							○	○	○			※所得制限あり
	手帳を申請したい	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	障がいの種別や等級に応じ、障がい福祉サービス等を受けることができます。							○	○	○		○	

### ★心をつなぐサポートファイルひろしま結愛★

このファイルは、障がいのある本人の成育歴、相談歴、医療情報、福祉情報、乳幼児期・学齢期・青年成人期のそれぞれの時期の生活状況などを保護者や支援者が記入するものです。ライフステージごとに本人に関わる関係機関や支援者が変わっても、このファイルを見てもらうことで本人のことを知ってもらうことができます。別冊として、親の高齢化・親亡き後のためのファイル「エンディングノート 親心の記録」もあります。ぜひ、ご活用ください。



- 配布対象 廿日市市在住の知的障害児（者）、発達障害児（者）等で、配布を希望される方
- 配布場所 廿日市市役所障害福祉課、各支所、廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ
- その他 サポートファイルの様式は、広島県ホームページよりダウンロードできます。（廿日市市HPでもリンクしています。）  
※廿日市市HP>福祉>障がい者福祉>障がい福祉サービスパンフレット>サポートファイル）  
パソコンで入力されたい方はご活用ください。



～問い合わせ～  
廿日市市障害福祉課 電話(0829)30-9152(直通)  
廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ 電話(0829)20-0224

### ★差別解消支援・虐待防止★

こんなとき相談してください！

障害者差別解消法

- 障がいを理由とする差別を受けた  
正当な理由がないのに、障がいがあるということだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることは、障がい者差別(不当な差別的取扱い)にあたります。  
例：障がいがあるというだけでアパートを貸してもらえなかった  
車いすだからといってお店に入れてもらえなかった



- 職場の人、利用している福祉施設の職員、家族などから虐待を受けた  
障がい者虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任(ネグレクト)、経済的虐待の5つのタイプがあります。  
例：暴力をふるわれた、わいせつなことをされた、怒鳴られた  
食事を十分に与えられない、日常生活に必要なお金をもらえない



障害者虐待防止法

※詳しくは、廿日市市福祉保健部障害福祉課のホームページをご覧ください。（上のQRコードよりアクセス可）

～相談窓口～  
廿日市市障害福祉課  
電話(0829)30-9152(直通)

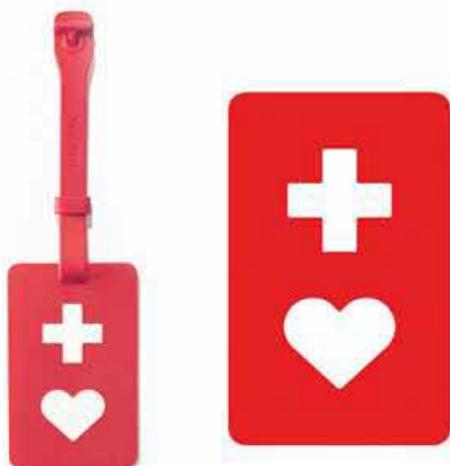
## ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

広島県健康福祉局障害者支援課自立・就労グループでは、ヘルプマーク・ヘルプカードの無償配布をしています。

廿日市市でも、障がいのある人を支える「あいサポート運動」の取り組みとして、無償配布をしています。

### ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、配慮や援助を必要としていることが外見から分からない人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成したマークです。



- ・ストラップによりカバンなどに装着して使用することができます。
- ・付属のシールに、名前、連絡先、必要とする支援などを記載し、片面にはり付けることができます。
- ・このマークを見かけたら、配慮や手助けをお願いします。

(著作権は東京都に帰属し、商標登録がされています。)

### ヘルプカードとは

東京都が作成した、障がいのある人などが災害や緊急時、また、日常生活で困ったときなどに、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載するカードです。

この「ヘルプカード」の東京都標準様式を参考として、広島県が名刺大・折りたたみ式の広島県版の「ヘルプカード」を作成しました。



～問い合わせ～

廿日市市役所障害福祉課  
電話(0829)30-9152(直通)

### 普及促進

障がいのある人を支える「あいサポート運動」を推進する中で、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の提示を受けたり、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を見かけた際は、配慮や援助を必要としている人が必要としている支援を行うことができるよう、広島県や県内市町、障がい者団体などと連携して普及促進に取り組みます。

なお、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の利用は本人の自主的な判断、任意によるものですので、ご留意をお願いします。

※詳しくは、廿日市市福祉保健部障害福祉課のホームページをご覧ください。  
(右のQRコードよりアクセス可)



# 廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業

廿日市市では、「障がいのある人やご家族が住み慣れた廿日市市で安心して暮らし続けることのできる仕組みづくり」の第一歩として「廿日市市地域生活支援システム緊急時受入等事業」をスタートさせました。

## 対象

次のいずれにも該当する人です。

- ・廿日市市民
- ・障がいのある人
- ・在宅生活をされている人
- ・ご家族などの介護者と一緒に生活されている人

単身生活の方等については、以下の支援をさせていただきますので、ご相談ください。

- ・地域定着支援利用
- ・その他各種障害福祉サービス利用

担当の相談支援専門員がいる人  
 (「障害福祉サービスを利用している」)

担当の相談支援専門員がいない人  
 (「障害福祉サービスを利用していない」、  
 「セルフプランで障害福祉サービスを利用している」)

相談支援事業所  
 【相談支援専門員】

廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ  
 【相談支援専門員】

相談支援専門員が、サービス等利用計画作成等に併せて作成し、市へ提出します。

緊急時連絡票 (兼登録申請書)

登録!

サービス担当者会議等で、起こりうる緊急事態の想定や、連絡先の優先順位、対応方法等のシミュレーションを行います。



ご家族の急病等の緊急事態発生!

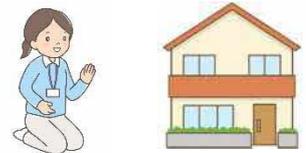
ショートステイ等  
 障がい福祉サービス利用



普段利用している通所施設等で  
 職員と一晩を過ごす



自宅で通所施設等の職員と  
 一晩を過ごす

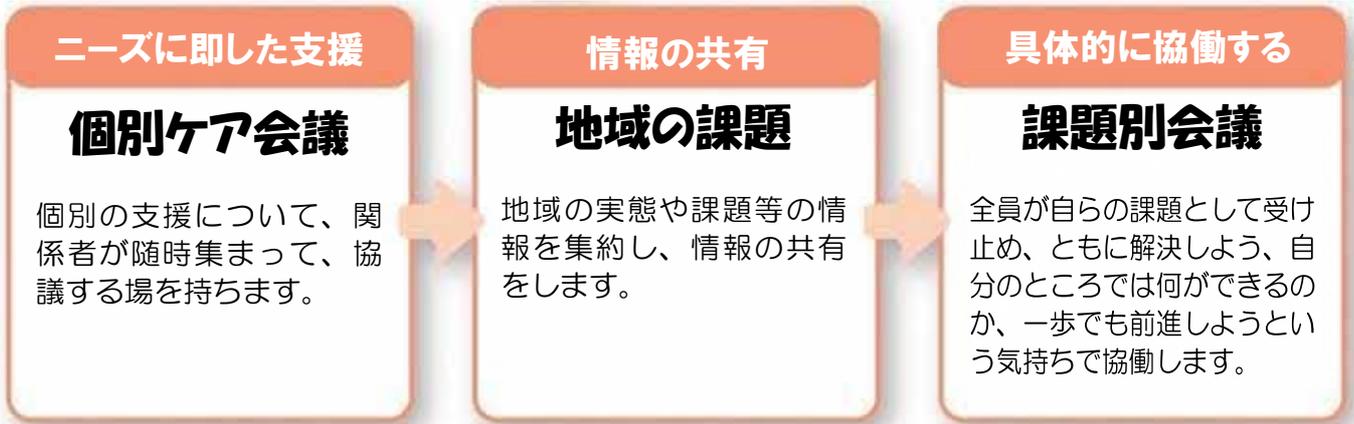
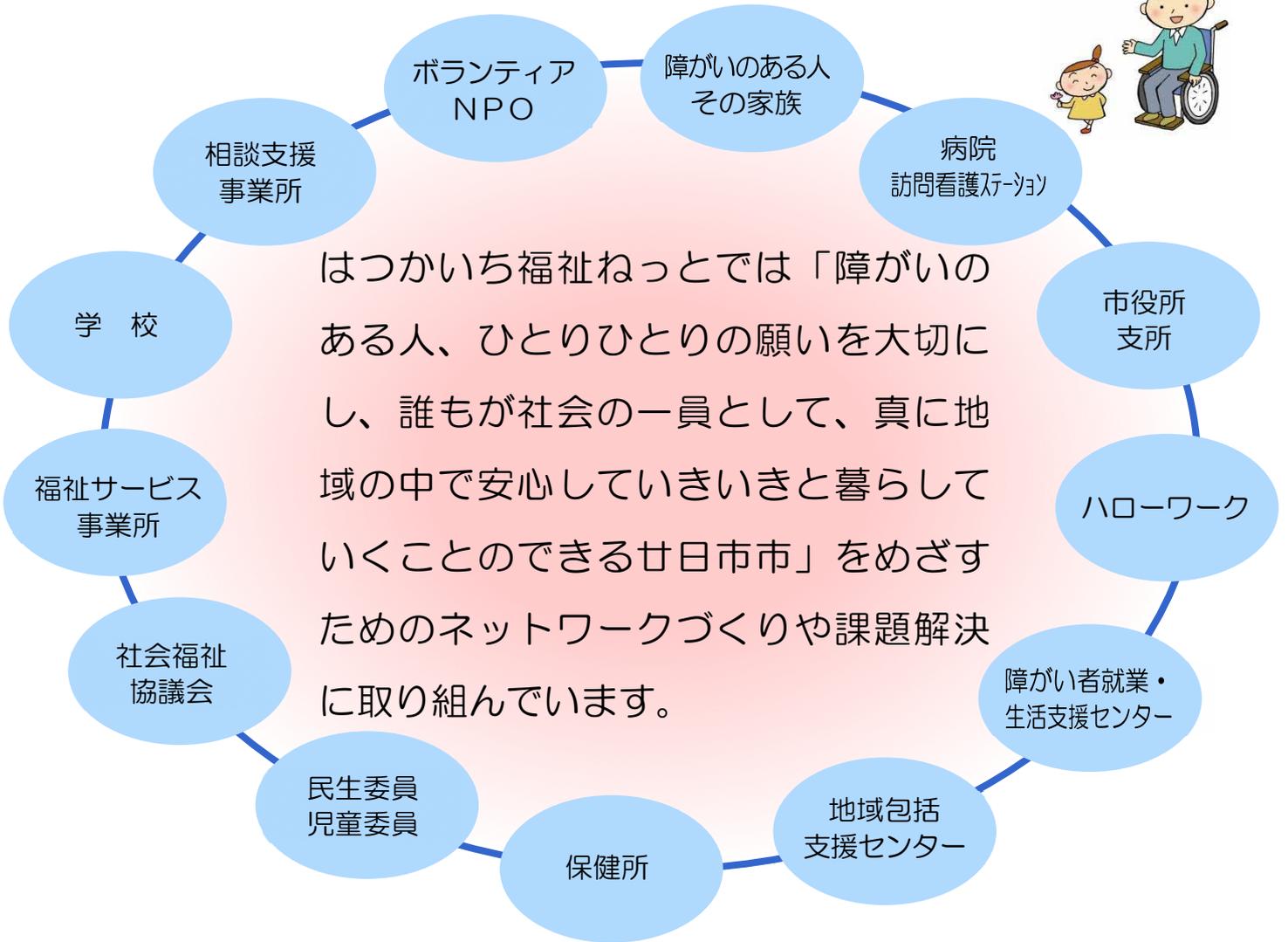


～問い合わせ～

廿日市市障害福祉課 電話(0829)30-9152(直通)

廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ 電話(0829)20-0224

# はつかいち福祉ねっとについて



ホームページでは、はつかいち福祉ねっとの活動を紹介しています。  
<http://h-kiraria.net/wordpress/>

はつかいち福祉ねっと



※本リーフレットに関するお問合せ等ございましたら、廿日市市またはきらりあへご連絡ください。

**発行：廿日市市(障害福祉課)**  
 廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ  
 はつかいち福祉ねっと わかりやすい情報発信プロジェクト  
 協力：廿日市市福祉士会